

平成 24 年 9 月 22 日

## 長期避難者等の生活拠点の検討のための協議会 の設置について（案）

### 1. 設置趣旨

避難期間が長期に及ぶ避難者等のための生活拠点の確保、整備等に向けた検討を促進するため、国、福島県、避難指示区域が設定されている、または、かつて設定されていた市町村（以下、「避難元自治体」という。）及び避難元自治体からの避難者を受け入れている市町村（以下、「受入自治体」という。）からなる協議会を設置する。

### 2. 協議事項

協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 長期避難者等の生活拠点を確保するため、移転期間、移転規模、整備方法、制度的課題等について検討・調整すること
- (2) 避難元自治体のニーズに応じて、受入自治体と連携しつつ、災害公営住宅のモデル的整備について検討・調整すること
- (3) その他

### 3. 協議会の構成等

協議会の構成等は次のとおりとする。

#### (1) 協議会

協議会は、復興大臣、福島県知事、避難元自治体の首長及び受入自治体の代表の首長等により構成する。（別紙）

なお、必要に応じ構成員以外の者の出席を求めることができる。

#### (2) 事務担当者会議（全体会）

協議会に事務担当者会議（全体会）を置く。事務担当者会議（全体会）は国、福島県、避難元自治体及び受入自治体の事務担当者により構成する。

### (3) 事務担当者会議（個別部会）

協議事項に係る検討・調整を円滑に進めるため、事務担当者会議（全体会）に受入自治体ごとの事務担当者会議（個別部会）を置く。事務担当者会議（個別部会）は受入自治体ごとに、国、福島県、当該自治体での生活拠点の形成を検討する避難元自治体及び受入自治体の事務担当者により構成する。

## 4. 庶務

協議会の庶務は、復興庁の協力を得て、福島県において処理する。

## 5. その他

その他協議会の運営に関して必要な事項は、福島県知事が復興大臣と協議して定める。

長期避難者等の生活拠点の検討のための協議会メンバー

福島県知事

福島市長

会津若松市長

郡山市長

いわき市長

二本松市長

田村市長

南相馬市長

福島県町村会長

川俣町長

広野町長

檜葉町長

富岡町長

川内村長

大熊町長

双葉町長

浪江町長

葛尾村長

飯舘村長

復興大臣

# 長期避難者等の生活拠点の検討のための協議会の構成

## 協議会

- ・復興大臣
- ・福島県知事
- ・避難元自治体の首長
- ・受入自治体の首長(代表)等

## 事務担当者会議(全体会)

- ・国
- ・福島県
- ・避難元自治体
- ・受入自治体

## 事務担当者会議(個別部会)

- ・いわき市
- ・国
- ・福島県
- ・避難元自治体

- ・福島市
- ・国
- ・福島県
- ・避難元自治体

- ・郡山市
- ・国
- ・福島県
- ・避難元自治体

- ・会津若松市
- ・国
- ・福島県
- ・避難元自治体

- ・二本松市
- ・国
- ・福島県
- ・避難元自治体

- ・A市
- ・国
- ・福島県
- ・避難元自治体

- ・B町
- ・国
- ・福島県
- ・避難元自治体

- ・C村
- ・国
- ・福島県
- ・避難元自治体